

消 防 災 第 100 号  
平成 24 年 3 月 9 日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各政令指定都市消防長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長  
(公 印 省 略)

### 津波災害時の消防団員の安全確保対策について（通知）

消防庁では、東日本大震災を受けて、消防審議会での議論を踏まえつつ、昨年11月から「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会（座長：室崎益輝関西学院大学教授）」を開催して参りましたが、本日、津波災害時の消防団員の安全確保対策を中心とした中間報告書が消防庁長官に提出されました（「別添1：中間報告書の概要」参照）。

中間報告書では、東日本大震災において多くの消防団員が公務で亡くなられたこと等を受けて、津波災害時の消防団員の安全対策として、「退避のルール確立と津波災害時の消防団活動の明確化」「情報伝達体制の整備と情報伝達手段の多重化」「消防団の装備及び教育訓練の充実」「住民の防災意識の向上、地域ぐるみの津波に強いまちづくり」等についての考え方が示されています。

つきましては、各都道府県におかれては、市町村（消防団の事務を処理する消防本部又は一部事務組合等を含む。）に対して本通知及び中間報告書の内容を周知いただくとともに、市町村における消防団員の安全確保対策に向けた取組（津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成、地域ぐるみの津波避難計画の策定など。）が進むよう必要な助言等を行っていただくようお願いいたします（「別添2：マニュアル等で定めるべき事項」参照）。また、消防団員に対する研修の充実等の取組についても推進されるようお願いいたします。

消防庁においては、本中間報告書の内容等を基に、平成24年度において「災害対応指導者育成支援事業」（「別添3」参照）を47都道府県で開催する予定ですので、協力方よろしくをお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

#### 【資料】

- 別添1：「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会中間報告書」の概要  
別添2：マニュアル等で定めるべき事項  
別添3：「災害対応指導者育成支援事業」の概要

※ 報告書全文は、消防庁ホームページでご覧いただけます。

「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会中間報告書（平成24年3月）」

（[http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan\\_katudo\\_kento/cyukan\\_houkoku/index.pdf](http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/index.pdf)）

担当：青木消防団専門官、荒山補佐、常木係長  
電話：03-5253-7525  
FAX：03-5253-7535



## 大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会中間報告書の概要

別添1

## H24.3 消防庁防災課

## 1. はじめに

- 東日本大震災において消防団は自らも被災者であったにも関わらず、水門等の閉鎖や住民の避難誘導、救助活動などを献身的に行った。
- 一方で、活動中に多数の犠牲者が生じた。（死者・行方不明者254名（うち公務中198名））
- 検討会では、「住民の安全を守るという消防団の任務」と「消防団員の安全確保」という2つの命題を達成すべくその方策について議論。

## 2. 東日本大震災における消防団の活動と消防団が果たすべき役割

## (1) 最初から最後まで

消防団は地域に最も密着した存在であるがゆえに、誰よりも真っ先に災害現場へ駆けつけ、そして最後まで活動することを余儀なくされる。

## (2) 実に様々な活動に従事—地域コミュニティの核

住民の生命・身体・財産を守るという使命から必要とされるありとあらゆる業務に献身的に取り組んだところであり、まさに地域コミュニティの核というべき存在。

## (3) 自助、共助、公助—地域の総合防災力向上における消防団の役割

郷土愛護の精神に基づく非常勤特別職の地方公務員からなる消防団は、公助の側面とともに、共助の側面も有している。常備消防、警察、自衛隊及び行政機関と自主防災組織や地域住民との間の「つなぎ役」、住民に対する「情報発信者」としての役割も担っている。地域の総合的な防災力を高めるために消防団が果たすべき役割は極めて大きくその充実が望まれる。

## 3. 東日本大震災における教訓と消防団員の安全確保対策等

## (1) 消防団員に多くの犠牲が出た要因

- ① 想像を超えた津波
- ② 津波の最前線（危険が逼迫した状況での対応力を超えた任務）
- ③ 情報の不足
- ④ 地域住民の防災意識の不足



## (2) 津波災害時の消防団員の安全確保対策

津波災害時の潜在的な危険要因をできるだけ排除。

津波災害にあつては、消防団員を含めたすべての人が「自分の命、家族の命を守る」ため、避難行動を最優先にすべきであり、消防団員が自らの命を守ることがその後の消防活動において多くの命を救う基本であることを、皆が理解。

## ① 地震・津波の監視・観測体制の強化と津波警報の改善

- 津波予測、観測の充実強化等（巨大地震まで測定可能な国内広帯域地震計、沖合津波計の活用等）
- 津波警報の改善

## ③ 情報伝達体制の整備と情報伝達手段の多重化

- 指揮命令系統に基づく情報伝達体制の整備
- 各隊への双方向の情報伝達手段の確保
- 情報伝達手段の多重化（車両を離れて活動する団員、参集途上の団員を考慮）

## ④ 消防団の装備及び教育訓練の充実

- 安全靴やライフジャケット等、消防活動上必要な安全装備について整備
- 安全管理マニュアルなどを消防団員に徹底するための訓練の積み重ね。国や都道府県は取組を支援

## ⑤ 住民の防災意識の向上、地域ぐるみの津波に強いまちづくり

- 市町村は、地域住民、自治会、自主防災組織などと一層に地域ぐるみで具体的な避難計画を作成（消防団の退避ルールを説明）
- 市町村は、都道府県と協力しながら、避難路や津波避難ビル等の整備を促進

## ② 退避ルールの確立と津波災害時の消防団活動の明確化

- 退避の優先（津波到達予想時間が短い地域は退避が優先）

## ■ 津波災害時の消防団活動の明確化

関係機関や地域の協力を得て、消防団活動を真に必要なものに精査し、必要最小限に

- 水門等の閉鎖活動の最小化⇒廃止や常時閉鎖等の促進、閉鎖作業の役割分担

- 避難誘導活動等の最適化⇒住民の率先避難の周知・徹底、住民への情報伝達手段の整備、避難路、避難階段、緊急避難場所の整備など、津波に強いまちづくりを促進

## ■ 津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成

- 退避のルールを確立。住民に事前に説明、理解
- 指揮命令系統（団指揮本部→隊長→団員）の確立。指揮者の下、複数人で活動
- 水門閉鎖活動時などのライフジャケットの着用
- 津波到達予想時刻を基に、出動及び退避に要する時間、安全時間を踏まえ、活動可能時間を設定。経過した場合は直ちに退避（「活動可能時間の判断例」を参照）
- 隊長等は、活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令

## (3) 消防団員の惨事ストレス対策

- 心のケアの専門家を派遣する事業（消防庁、（財）日本消防協会共同）等を実施。引き続き中長期的な視点を含めた対策を検討



## 大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会中間報告書の概要

## 4. 消防団の装備、教育訓練の充実

- 東日本大震災における消防団活動として救助や瓦礫撤去が多かったことを踏まえた装備と教育訓練のあり方について、検討を深めることとする。
- ポンプ車両などの装備についても、その更新が遅れているとの指摘もあり、団員の安全確保の面からも適切な時期での更新が望まれる。

&lt;最終報告に向けて議論&gt;

## 5. 消防団員の処遇改善及び入団促進等

- 東日本大震災の教訓を踏まえて、地域の総合防災力を高めていくことや、防災教育などの取り組みの強化が求められている。
- 消防団の処遇改善及び確保策の推進等については、これまでも多くの提言がなされており、それらも踏まえながらさらに検討を深める。
- 各委員より、「現場で活動している人たちに、それなりの補償なり、報酬なりがいくような処遇のあり方の検討が必要である。」「少子高齢化で、団員の補充がなかなか難しい。地方の特に田舎の消防団は、新入団員の確保が難しい。」等の意見。

&lt;最終報告に向けて議論&gt;

## 6. 住民の防災意識の向上

- 消防団員の活動時の安全を確保する観点からも、また、住民の命を守るためにも、住民の防災意識、率先避難の意識の向上を図っていくことが重要。
- 消防団が果たすべき役割、これまでの少年消防クラブの取り組みなどを踏まえた学校との連携等についてさらに検討。

&lt;最終報告に向けて議論&gt;

## 7. 最終報告に向けて

- 国、都道府県、市町村、消防団、地域住民は、それぞれの立場で地域における防災・減災に取り組んでいかなければならない。
- 本中間報告を参考に各地で取り組みが進み、津波災害において、より多くの住民の命が救われるとともに、消防団員をはじめとする防災事務従事者の活動中の犠牲が発生しないことを期待。
- 本検討会は、引き続き消防団の充実に向けて、活動環境の整備などの消防団への入団促進等、活動に相応しい処遇改善、消防団による広域応援、消防団と自主防災組織等との連携強化、防災教育への取り組みなどについて、検討を深めていく。

## 活動可能時間の判断例

&lt;活動可能時間が経過すれば活動途中でも退避&gt;

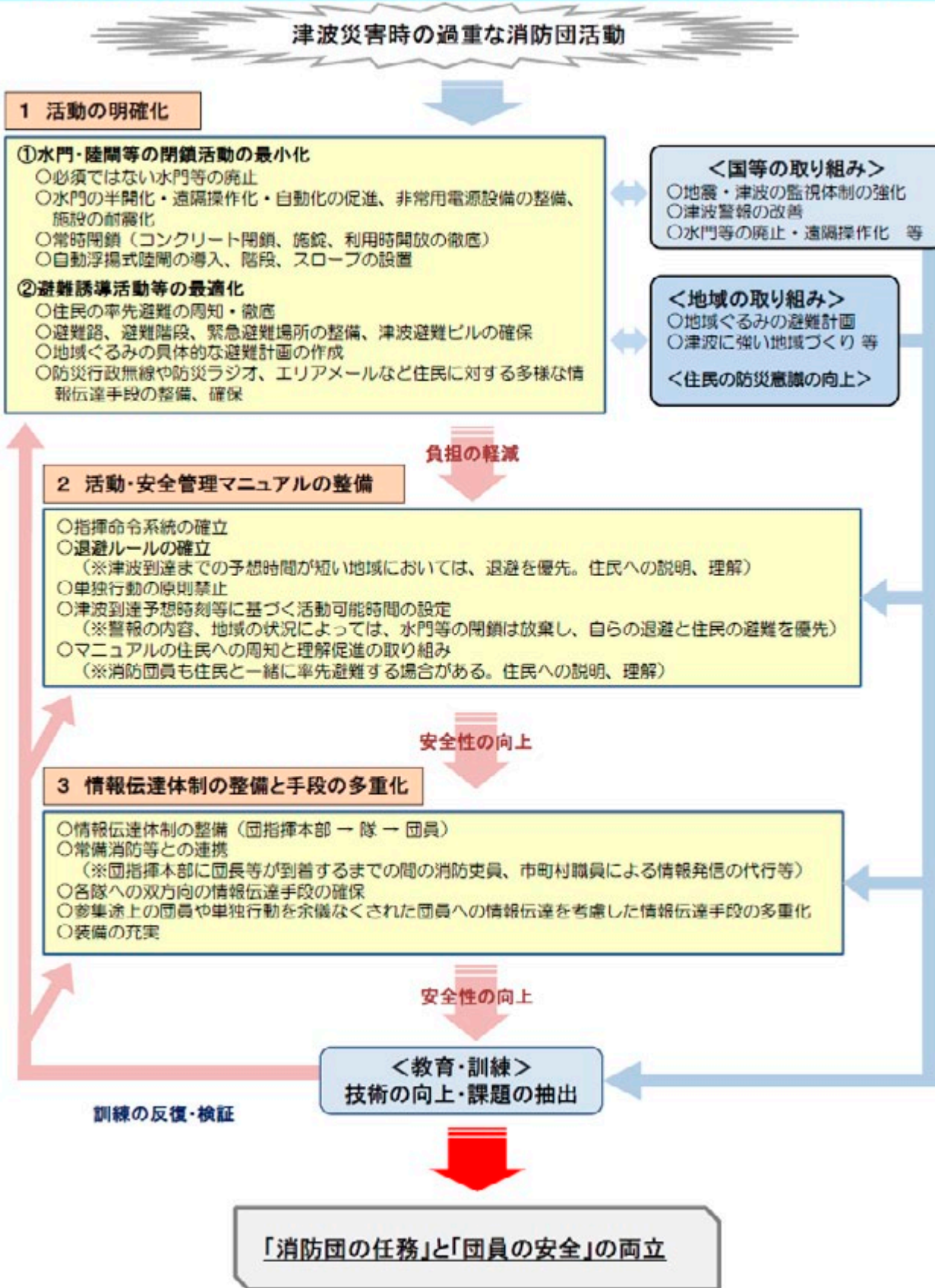


※1 詰所が津波浸水想定区域内にある場合は、参集場所について要検討。

※2 海岸付近に勤務している消防団員は、詰所等へ参集せず水門等に直行する場合があります。

※3 浸水想定区域内においては、震源によっては、津波到達までに時間がないことも想定され、水門等の閉鎖を放棄し、自らの退避と住民の避難誘導等を優先する。

## 津波災害時の消防団員の安全確保対策（活動・安全管理マニュアル整備のフローチャート）





## 別添 2

## 資料 1

消防庁から発出された主な通知・事務連絡等

## 津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル等で定めるべき事項

## 1 前提

津波災害時において、地域の安全を確保する消防団活動を継続していくためには、消防団員に対する安全配慮が極めて重要である。このため、あらかじめ以下の事項について整備しておくとともに、津波到達までの予想時間が短い地域にあっては、「退避を優先する」ことについて徹底し、事前に住民に説明し理解を得ておく。

- ① 地域ごとの津波による被害想定（ハザードマップ等、津波高さ、浸水区域等）
- ② 地震発生から津波到達までの想定時間（津波地震や遠地地震についても留意）
- ③ 緊急避難場所、避難路、避難階段 等

## 2 参集

- ① 高台の詰所など、津波災害時の参集場所（車両・資機材の整備も考慮）をあらかじめ定めておく。詰所等が津波の浸水想定区域内にある場合は、移転等を含めた検討を行うとともに津波災害時の参集場所について別途定めておく必要がある。
- ② 原則として、複数人が参集した後、指揮者の下、活動する。
- ③ 参集途上において、津波に巻き込まれないように、ラジオ等による津波や避難に関する各種情報の収集及び参集ルートに注意する（無理な参集は行わず、参集できない場合はその旨団指揮本部に連絡する。）。
- ④ 海岸付近に勤務している者で、やむを得ず水門等に直行せざるを得ない者については、無線等の通信機器、ラジオの携行、ライフジャケットの着用などを義務づける。この場合も津波警報及び地域の状況によっては、水門等の閉鎖活動は行わず、自らの退避と住民の避難誘導を優先することがあり得る。

## 3 消防団の活動と安全管理

## ① 全般的事項

- 団指揮本部は、消防本部等関係機関との連絡を密にし、津波到達予想時刻、予想される津波高などの情報を収集し、それに基づき活動の有無を含む活動方針及び活動可能時間（又は時刻）を判断し、団員に伝達する。
  - 原則として、隊（2名以上）として活動することとし、隊長は安全管理に特に留意する。
  - 隊長は、無線等で団指揮本部と連絡を取り、その指揮下で活動する。
  - 隊長は、団指揮本部と連絡が取れない状態となった場合は、周囲の状況に特に注意するとともに隊を速やかに安全なところに退避させる。
  - 津波災害時の活動にあたっては、必ずライフジャケットを着用する。
  - 車両を離れる場合で、3名以上の隊の場合には、原則として1名を車両に残し、団指揮本部との連絡、情報収集、周囲の警戒にあたらせる。また、車両は直ちに退避できるように、停車位置や向きに留意する。車両を離れる者は、原則として無線等を携帯する。ラジオ等からの津波情報にも十分留意する。
- ② 消防団として、津波災害時の初動対応として具体的に行うべき活動を精査の上、リストアップし、注意点を文書化するとともに、団員に周知しておく。

<例>

## ▷ 水門等の閉鎖

水門等の閉鎖を担当する場合は、原則として1隊（2名以上）で1つの水門等を担当することとし、やむを得ず複数の水門等を担当せざるを得ない場合も、海岸線から高台等に向かって垂直に移動できるよう、退避ルートの設定等に留意する。津波到達予想時刻によっては、活動を中止する。（水門等の閉鎖を担当する場合は、水門等の管理者との間で情報伝達等について、別途確認しておく。水門等の管理者からの情報が早く確実な場合はそちらを優先する。）

## ▷ 避難誘導、避難広報等

## ○ 車両とともに活動する場合

避難広報は、原則として車両で行うこととし、2名以上で乗車し、1名は常に無線、ラジオ放送、周囲の状況等を警戒する。また、常に高台等への退避ルートを念頭において活動する。

## ○ 車両から離れて活動する場合

原則として、1名は車両で待機し、消防団指揮本部との連絡、ラジオ等での情報収集等、周囲の状況把握を行う。車両はでき得る限り見晴らしのよい所に停車させ、直ちに



退避できるように停車位置や向きに配慮する。車両から離れて活動する場合は、隊（2名以上）として行動し、ライフジャケットを着用の上、無線（トランシーバーを含む。）を携帯する。原則として、車両の拡声機のサイレン音が聞こえる範囲で活動する。

注）海面監視

海面監視については、国等においてGPS波浪計などの監視・観測体制が強化されることとなっている。仮に消防団が行う場合は、安全な高台等で行うことを原則とする。危険を感じた場合は、直ちに、より安全な場所に退避するとともに、その旨、団指揮本部に連絡をする。

注）災害時要援護者の避難

災害時要援護者の避難については、あらかじめ市町村の消防・防災部局及び福祉部局において、地域住民と一緒に避難の方法を定めておくことが重要であり、その内容を消防団員等にも周知しておくことが必要である。

#### 4 退避ルールと情報伝達手段

##### ① 退避ルール

- 津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手までは、原則として退避を優先する。活動する場合には、「出勤時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」（安全な高台等へ退避するために要する時間）や「安全時間」（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避する。
- 団指揮本部や隊長（隊長等）は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出す。
- 隊長等は、活動可能時間の経過前であっても、現場の状況や沖合での津波観測情報等により危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出す。

##### ② 情報伝達手段

退避命令を消防団員に伝達する手段については、無線等のほか、車両のサイレンや半鐘なども含め、複数の情報伝達手段についてあらかじめ定めておき、団員に周知しておく。

#### 5 補足注意事項

- ① 気象庁は地震発生から3分程度以内を目標に津波警報等を発表することとしている。東日本大震災を踏まえ、津波警報の見直しとして津波高さなどがその時点で正確に予測できない場合は、高さについて「巨大」「高い」と発表する予定であり、その場合は特に注意が必要である。
- ② 津波警報が発表されるタイミングに合わせて、各津波予報区内で最も早い津波到達予想時刻と、各津波観測点等における津波到達予想時刻が発表されることとなっており（ただし、テレビ、ラジオでは、津波予報区ごとのみの場合がある）、市町村災害対策本部又は消防本部は、それらの情報を確認の上、団指揮本部に伝達する。団指揮本部はそれらの情報を各隊長又は団員に伝達する。

原則として、団員は詰所等（詰所等が浸水想定区域内にある場合には、あらかじめ津波に対し安全な参集場所を指定・整備しておく。この場合には、車両や資機材が使用できるよう配慮する。）に参集し、隊として行動する。

団指揮本部は、津波到達予想時刻を踏まえ、「退避時間」に「安全時間」を見込んだ活動可能時間（又は時刻）を設定し、活動することを原則とすべきである（例 津波到達予想時刻が15時20分とされ、退避時間を5分間、安全時間を10分とすれば、活動可能時刻は15時5分までとなる。）。なお、海岸近くに勤務し、水門等の閉鎖、海岸付近の住民の避難誘導活動等を優先せざるを得ない団員については、周囲の安全を確認の上、ライフジャケットを着用し、通信機器、ラジオ等を携帯の上、活動する。その場合、複数人の団員で活動することが望ましいが、周囲に団員がいない場合、周囲の者に協力を求めるとともに特に安全に注意する。団指揮本部又は水門等管理者等との指示を仰ぐとともに、危険を察知した場合は直ちに退避する。

ただし、この場合においても、津波警報の内容及び地域の状況によっては、水門等の閉鎖は放棄し、自らの退避と住民の避難誘導を優先するものとする。

- ③ 津波災害時には、住民が率先避難することが基本である。また、津波到達までの予想時間が短い場合など、退避を優先する必要がある場合には、消防団員も避難のリーダーとして住民と一緒に率先避難することが望ましい。そのことについては、事前に住民と話し合って理解を求めておく必要がある。

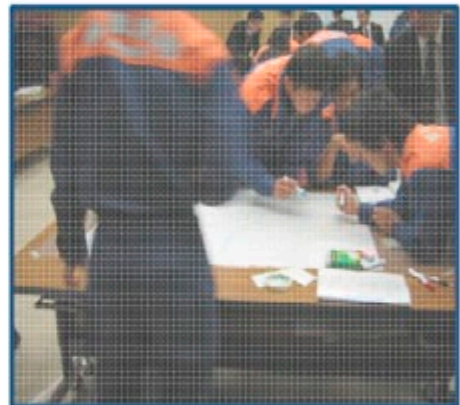


別添3

## 災害対応指導者育成支援事業

目的

消防団員の安全確保及び消防団の災害対応能力の更なる向上を図るため、安全管理や幅広い防災知識、図上訓練等の企画・運営能力を持った団員の育成を図る。（平成24年度に47都道府県で実施予定）



【受講対象者】40歳前後の中堅幹部を想定

【カリキュラム案】

＜午前＞

安全管理

○安全管理、危険予知講義（2時間）

→検討会の中間報告の説明、安全確保対策の必要性について説明

→安全管理の意義、東日本大震災の教訓、過去の公務災害の事例等について講義

＜午後＞

災害対応

○災害対応基本講座（1時間）

→地震・津波災害、風水害、土砂災害等の特性、その対処法、法体系等について講義

○図上訓練の解説（0.5時間）

○図上訓練の体験（1.5時間）

○図上訓練を踏まえてのグループ討議（1時間）

35 特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について  
(通知) (平成24年3月30日)

消 防 特 第 6 3 号  
平成24年3月30日

関係道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長

特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について (通知)

東日本大震災では、石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所において、危険物施設等の火災、漏えい、破損等が発生し、また、特定防災施設等及び防災資機材等の破損や流失等が生じました。特定防災施設等及び防災資機材等は特定事業所内の火災、漏えい等の災害の拡大防止のため備え付けられているものであり、地震又は津波が発生した後においても、その機能の維持が求められるものです。

消防庁では、「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会」を開催し、東日本大震災による特定防災施設等及び防災資機材等の被害状況を調査し、地震対策及び津波対策について検討を行いました。検討結果を踏まえ、特定防災施設等及び防災資機材等の地震対策及び津波対策について下記のとおり取りまとめましたので、貴職におかれましては、このことに留意され、特定事業者に対し、特定防災施設等及び防災資機材等の地震対策及び津波対策の充実が図られるよう適切な御指導をお願いするとともに、貴道府県内の関係市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 地震対策及び津波対策に関する事項

1 地震対策の基本的な考え方

地震対策については、2つのレベルの地震の想定に対し、それぞれ次に掲げる措置を講ずること。

(1) 発生頻度の高い地震

発生頻度が高い地震に対しては、特定防災施設等、防災資機材等及び特



定通路等の防災活動上重要な通路（以下「施設・資機材等」という。）の機能が維持されること。ただし、あらかじめ応急措置を準備しておき、当該応急措置により直ちに機能を回復できるのであれば、軽微な損傷の発生はさしつかえないこと。

（2）甚大な被害をもたらす発生頻度が低い地震

甚大な被害をもたらす発生頻度が低い地震に対しては、機能が維持されなくてもやむを得ないが、地震後も継続して危険物等の貯蔵等が行われることとなることから、応急措置又は代替措置により、被害が発生する前と同程度の機能を速やかに回復することができるように、機能回復のための計画を策定しておくこと。

2 津波対策の基本的な考え方

津波対策については、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第8号に規定する防災基本計画「第3編 津波災害対策編」に示されている2つのレベルの津波の想定に対し、それぞれ次に掲げる措置を講ずること。

（1）最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

「最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」に対しては、大津波警報、津波警報及び津波注意報が解除され、瓦礫や汚泥等が除去され特定事業所内に入ることが可能となった後、施設・資機材等を直ちに復旧できるようにするために、施設・設備等の浸水対策を講ずるとともに、応急措置の準備をしておくこと。

（2）発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」に対しては、応急措置又は代替措置により、速やかに被害が発生する前と同程度の機能を回復することができるように機能回復のための計画を策定しておくこと。

3 施設・資機材等別の対策例

施設・資機材等別の地震対策及び津波対策の具体的対策例を別紙に示す。

第2 地震対策及び津波対策の実施に関する事項

1 被害発生の評価に用いる地震及び津波

特定事業者は、施設・資機材等の被害発生の評価に際して、中央防災会議



及び地震調査研究推進本部の資料や防災計画等を参考に、特定事業所の施設・資機材等に係る被害発生の評価に用いる地震及び津波を「第1 地震対策及び津波対策に関する事項」の地震及び津波の区分ごとに抽出すること。

なお、石油コンビナート等防災本部において、各石油コンビナート等特別防災区域の実態を踏まえ、特定事業者が抽出した施設・資機材等に係る被害発生の評価に用いる地震及び津波を統一することが望まれるものであること。

## 2 地震及び津波による施設・資機材等の被害発生の評価

特定事業者は、特定事業所において講じられている各種地震対策及び津波対策を考慮の上、「1 被害発生の評価に用いる地震及び津波」で抽出された地震及び津波について、地震にあつては地震動（震度）、津波にあつては浸水深（地盤面からの津波高さ）を用いて、特定事業所に設置されている施設・資機材等に係る被害発生の評価を行うこと。

## 3 地震対策及び津波対策の実施

特定事業者は、特定事業所に設置されている施設・資機材等について、「2 地震及び津波による施設・資機材等の被害発生の評価」の結果を踏まえ「第1 地震対策及び津波対策に関する事項」に従い地震対策及び津波対策を実施すること。

## 4 被害発生の評価並びに地震対策及び津波対策の実施の確認

特定事業者において施設・資機材等に係る被害発生の評価が行われ、この結果を踏まえて地震対策及び津波対策が実施されていることについて、消防機関が立入検査等の機会を活用し確認することが望まれるものであること。

## 第3 応急措置等実施時の留意事項

地震又は津波により生じた施設・資機材等の機能を回復するための応急措置や流出油等防止堤内滞水の排水作業等を行う際は、火災や漏えい等の災害発生危険性を考慮しつつ、応急措置等を行う者の安全を最優先し措置等を実施すること。

## 第4 評価結果と異なる被害発生への対応

「第2 地震対策及び津波対策の実施に関する事項」により、被害発生の評価を行い、被害が発生しない評価結果となった場合においても、評価結果と異なり被害が発生することも考えられることから、応急措置又は代替措置により、施設・資機材等の機能を速やかに回復することができるように機能回復のための計画を策定することが望まれるものであること。

【問い合わせ先】  
消防庁特殊災害室  
担 当：松木課長補佐、渡邊係長  
電 話：03-5253-7528 F A X：03-5253-7538



## 施設・資機材等の地震対策及び津波対策例

## 1 応急措置等

## (1) 流出油等防止堤

土嚢等の応急措置用資機材を事前に準備する。

## (2) 消火用屋外給水施設

配管の環状化や水源の複数化等による被害の局限化を図ることを検討するとともに補修バンドや当て板等の応急措置用資機材を事前に準備する。加圧送水設備等の電気系統が浸水するおそれがある場合には、加圧送水設備等の高台設置等の浸水防止や電気系統の防水化等を実施する。

## (3) 非常通報設備

## ア 停電

停電が発生するおそれがある場合には、非常電源設備等や電源を内蔵した可搬式設備等を設置する。

## イ 回線断線

通信回線等断線のおそれがある場合には、無線設備を設置する。

## ウ 通信回線輻輳

通信回線が輻輳するおそれがある場合には、消防機関との直通回線、災害時優先電話や無線設備を設置する。

## エ 浸水

浸水するおそれのある場合には、設備の高所設置、設備の防水化、可搬式の設備を用意し移動させる。なお、可搬式設備の持ち出しを行う際には、従業員の安全を最優先し、設備の持ち出し方法等について特定事業者において事前に定めておく。

## (4) 特定通路等の防災活動上重要な通路

迂回可能な通路配置とするとともに、鉄板や碎石等の応急措置用資機材を事前に準備する。応急措置計画は、重機や人員等の調達方法、津波による堆積物の除去方法を事前に検討し定めておく。

## (5) 消防自動車及びその他の防災資機材等

浸水がない場所を保管場所とする、若しくは保管場所を高くする。または、津波警報等発令時に高所へ移動させる方法等について定めておく。

## (6) オイルフェンス

通常時の使用を優先考慮し、保管場所を津波による影響の少ない場所とすることが可能であるか検討し、可能な場合は保管場所を移動する。



## 2 代替措置

### （1）消火用屋外給水施設

消防車両等を用いた代替方策を定めておく。

### （2）消防自動車及びその他の防災資機材等

他の地域の自衛防災組織等と任意で設置している消防自動車等の貸与や応援について、事前に協定を締結する等の代替車両等の調達方法について定めておく。

### （3）オイルフェンス

オイルフェンスが破損し不足した場合の調達等の方法について計画を定めておく。

### （4）オイルフェンス展張船、油回収船等

代替とすることができる船舶の確保について定めておく。

### （5）特定通路等の防災活動上重要な通路

準備した応急措置用資機材等が不足した場合に備え、調達方法について定めておく。